

# 大宮地区 バリアフリー 移動等円滑化基本構想



平成25 (2013) 年3月  
京 都 市

## はじめに



京都市長 門川 大作

活気に満ちた商店街，風格ある歴史遺産，知の集積が進む学術施設など，多彩な顔を持つ大宮エリア。そうした地域の魅力は，ゆっくり歩いてこそ深く味わうことができます。

お年寄りや障害のある方，小さなお子さん連れの御家族，国内外からお越しの観光客の皆様など全ての方々に，安心・安全，快適にその魅力を感じていただきたい。そして，この大宮エリアをもっと好きになっていただきたい。そんな思いを込めて，この度，「大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定いたしました。

本構想では，駅やその周辺道路等のバリアフリー化を重点的，一体的に進めていくための考え方や改善の概要などをお示ししています。今後は，この基本構想をもとに，公共交通事業者や関係行政機関と連携しながら，多くの皆様が待ち望んでおられる阪急大宮駅へのより便利なエレベーターの新設や多機能トイレの新設，さらには駅周辺道路の段差解消などを着実に進めてまいります。

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けた取組に，皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに，大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議において，熱心に御議論，御検討いただきました委員の皆様，並びに多くの貴重な御意見をお寄せくださいました市民の皆様に，心から御礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

# 目 次

第1章 「大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」の概要	
1 大宮地区基本構想策定の背景	1
2 大宮地区基本構想の位置付け	4
3 目標年次	5
第2章 大宮駅周辺の概況	
1 大宮駅周辺の特性	6
2 行政区の人口及び高齢化率の推移等	7
3 大宮駅周辺の公共交通機関	8
4 大宮駅周辺の施設の立地状況及び道路の現況	9
第3章 大宮地区におけるバリアフリー化の方向性	
1 上位計画・関連計画の構成	10
2 大宮地区におけるバリアフリー化の方向性	11
3 「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」における バリアフリー化推進のための基本的な考え方	12
4 大宮地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針	13
第4章 大宮地区の重点整備地区について	
1 生活関連施設	15
2 生活関連経路	15
3 重点整備地区	17
第5章 大宮地区の現状に関する意見と課題	
1 旅客施設に関する意見	19
2 周辺道路等に関する意見	21
3 大宮地区の課題	23
第6章 大宮地区におけるバリアフリー化の概要	
1 旅客施設及び車両のバリアフリー化の概要	24
2 道路のバリアフリー化の概要	28
3 都市公園のバリアフリー化の概要	31
4 交通安全施設などのバリアフリー化の概要	31
5 その他のバリアフリー化の取組に関する概要	31
6 「みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づくソフト対策の推進	32
第7章 バリアフリー化事業の推進体制	
1 情報案内設備に関する検討	34
2 連絡会議による進行管理	34
3 バリアフリー化事業の進ちょく状況に関する情報発信	34
4 その他のバリアフリー化の取組の推進	34
<参考資料1>	
大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議 分科会〔現地踏査〕の概要	36
<参考資料2>	
「大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」委員等一覧	38

## 第1章 「大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」の概要

京都市では、阪急大宮駅周辺を対象とした地区（以下「大宮地区」といいます。）において、駅や道路、施設などのバリアフリー化<sup>※1</sup>を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）及び「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想に基づき、「大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」（以下「連絡会議」といいます。）を設置し、「大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」（以下「大宮地区基本構想」といいます。）を策定することとしました。

※1 段差をなくしたり、視覚障害者誘導用ブロックを設置するなど、日常生活や社会生活においての様々な障壁(バリア)を取り除くこと

### 1 大宮地区基本構想策定の背景

#### (1) 国内外におけるバリアフリーに向けての動向

国際連合においては、昭和57年の総会で、昭和58年から平成4年までを「国連・障害者の十年」と宣言する「障害者に関する世界行動計画」が決議され、各国が計画的な課題解決に取り組んできました。また、平成18年の総会で、国際人権法に基づく人権条約として、「障害者権利条約」が採択されました。

日本においては、諸外国に例をみないほど急速に高齢化が進み、平成27年には、国民の4人に1人が65歳以上となる本格的な高齢社会を迎えることが予測されており、高齢者も社会の担い手の一員として、充実した生活を送ることができる、豊かで活力ある社会をつくることが求められています。

さらに、障害のある方もない方も同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」や、より多くの方が利用しやすいまちづくり、ものづくりを進める「ユニバーサルデザイン」の考え方が広まっており、高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が可能な限り自立して日常生活や社会生活を送ることができる環境の整備が必要となっています。

#### (2) 日本におけるバリアフリー施策の経緯

このような社会的背景から、高齢者や障害のある方等の自立した日常生活及び社会生活の確保に向け、平成6年9月に、建築物のバリアフリー化を進めるため「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」といいます。）が、平成12年11月に、鉄道やバス等の公共交通機関の旅客施設<sup>※2</sup>、車両<sup>※3</sup>、旅客施設周辺の道路や信号機等のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」といいます。）が施行されました。また、平成18年12月には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策を推進するため、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合した「バリアフリー法」が施行されました。

※2 鉄道駅、軌道停留所、バスターミナル等

※3 鉄道車両、軌道車両、乗合バス車両等

### (3) 京都市におけるバリアフリー施策の経緯

京都市では、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会の実現に向け、平成14年10月に京都市独自に策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」において、総合的かつ計画的にバリアフリー化を促進するため、「重点整備地区」を14地区選定し、地区内の25旅客施設について、平成22年度末までに計画的にバリアフリー化を進めてきました。

また、平成17年4月には、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、同条例に定める「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、交通施策だけでなく、まちづくり、ものづくり、情報やサービスの提供等あらゆる施策において、すべての人の利用を前提に計画、実施することで、バリアをつくらない、又はバリアを限りなく少なくする事業を進めています。

さらに、平成22年1月には、クルマを重視したまちと暮らしから、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしへの転換を目指して、「歩くまち・京都」総合交通戦略」を策定し、「バリアフリー化の推進」を実施プロジェクトに位置付けるとともに、同戦略の行動規範として「歩くまち・京都」憲章」を制定しました。

### (4) 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定

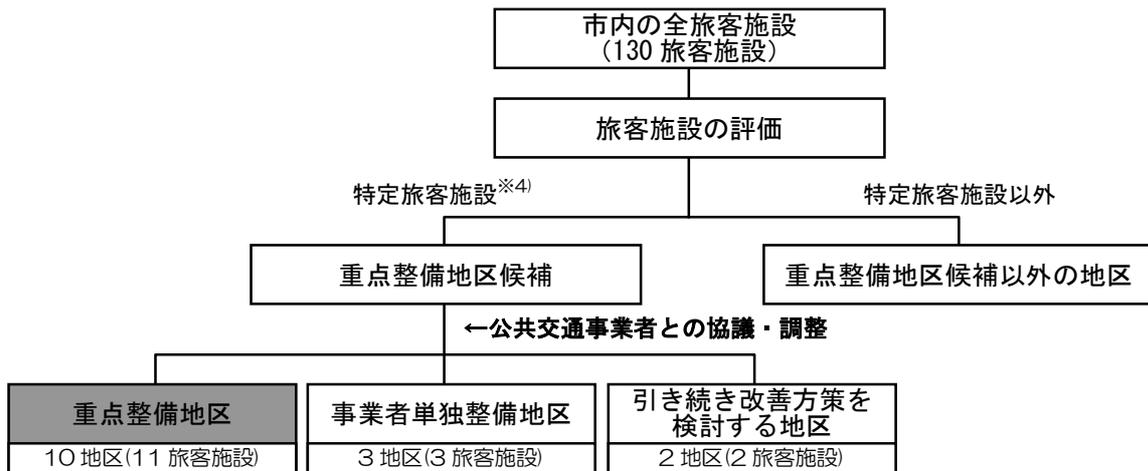
#### ア 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」策定の趣旨

京都市では、平成14年に策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づき、国、京都府、公共交通事業者等の関係機関との連携・協調の下、交通バリアフリーを着実に推進してきました。

一方、高齢化の急速な進展やユニバーサルデザインの普及等、社会状況の変化に対応し、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るためには、旅客施設及び周辺道路等の更なるバリアフリー化が必要となってきました。国においても、平成23年3月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、平成32年度を目標年次としたより高い水準の目標が設定されるとともに、高齢者や障害のある方が自立して日常生活や社会生活を営むことができる社会を構築することの重要性と、それを実現するために移動等円滑化を促進することの必要性等が示されました。このような中、バリアフリー化を一層進めていくため、平成24年3月に「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」を策定しました。

#### イ 重点整備地区の選定

「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」では、市内の130の旅客施設の中から10地区の「重点整備地区」（11旅客施設）を選定しました。大宮地区においては、平成24年度から太秦地区とともに基本構想策定に向けた取組を始めました。



図－1 重点整備地区の選定の流れ

※4 特定旅客施設の要件

- ① 平均利用者が 3,000 人/日以上で、国が定める「公共交通移動等円滑化基準」を満たしていない旅客施設は、すべて「特定旅客施設」とする。
- ② 平均利用者が 3,000 人/日未満で、国が定める「公共交通移動等円滑化基準」を満たしていない旅客施設のうち、周辺状況等、地域の実情からバリアフリー化整備が必要であると評価したものを「特定旅客施設」とする。

表－1 重点整備地区と基本構想策定時期

公共交通事業者名 グループ名	JR 西日本	京 阪	阪 急	京 福	基本構想策定時期
グループ A	太秦駅 JR 藤森駅 桃山駅	深草駅	大宮駅 上桂駅 嵐山駅 松尾駅		平成 24 年度 ） 平成 30 年度
グループ B	西大路駅		西院駅	西院駅	

グループA 公共交通事業者から事業化の意向が示され、バリアフリー化整備を図るための条件等が整っている地区

グループB 公共交通事業者から事業化に向けての意向が得られているものの、バリアフリー化整備に向けて、調査や関係機関との調整等に多くの時間を要する地区

## 2 大宮地区基本構想の位置付け

### (1) 大宮地区基本構想の内容

「大宮地区基本構想」では、高齢者や障害のある方などの日常生活における移動や施設を利用する上での利便性・安全性の向上を図るべく、関係者が互いに連携し、大宮駅や周辺道路などのバリアフリー化の重点的・一体的な推進を目指すため、「はばたけ未来へ！京<sup>みやこ</sup>プラン」（京都市基本計画）や「京都市都市計画マスタープラン」などの上位計画及び関連計画とも整合を図りながら、バリアフリー化を推進するための基本方針や今後実施すべきバリアフリー化の概要などを定めます。

### (2) 大宮地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進

「大宮地区基本構想」の策定後は、公共交通事業者、道路管理者、公園管理者、公安委員会などが、国の定める「移動等円滑化基準」に基づき、バリアフリー化に向けた整備を図るための計画である「特定事業計画」を作成し、それに基づき、旅客施設や周辺道路等の整備を行います。特定事業計画とは、次に掲げるものです。

#### ア 公共交通特定事業計画

公共交通事業者（鉄道事業者等）が、エレベーターの整備等により、「重点整備地区」内の旅客施設や車両のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

#### イ 道路特定事業計画

道路管理者が、歩道の段差や勾配の改善等により、「重点整備地区」内の道路のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

#### ウ 路外駐車場特定事業計画

路外駐車場管理者が、障害のある方が利用できる駐車スペースの確保等により、「重点整備地区」内の路外駐車場のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

#### エ 都市公園特定事業計画

公園管理者が、公園内の通路の勾配の改善等により、「重点整備地区」内の都市公園のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

#### オ 建築物特定事業計画

建築主等が、エレベーターの整備等により、「重点整備地区」内の建築物のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

#### カ 交通安全特定事業計画

公安委員会が、信号機への視覚障害者用付加装置の整備や違法駐車取締りの実施等により、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

また、市民、公共交通事業者、行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、すべての国民の責務である「心のバリアフリー」を推進します。

### 3 目標年次

「バリアフリー法」に基づき、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である平成 32 年度までに、「大宮地区」内のバリアフリー化が完了するよう努めます。

併せて、ソフト対策などのその他の取組については、平成 33 年度以降を含めた長期的な取組として進めていくこととします。

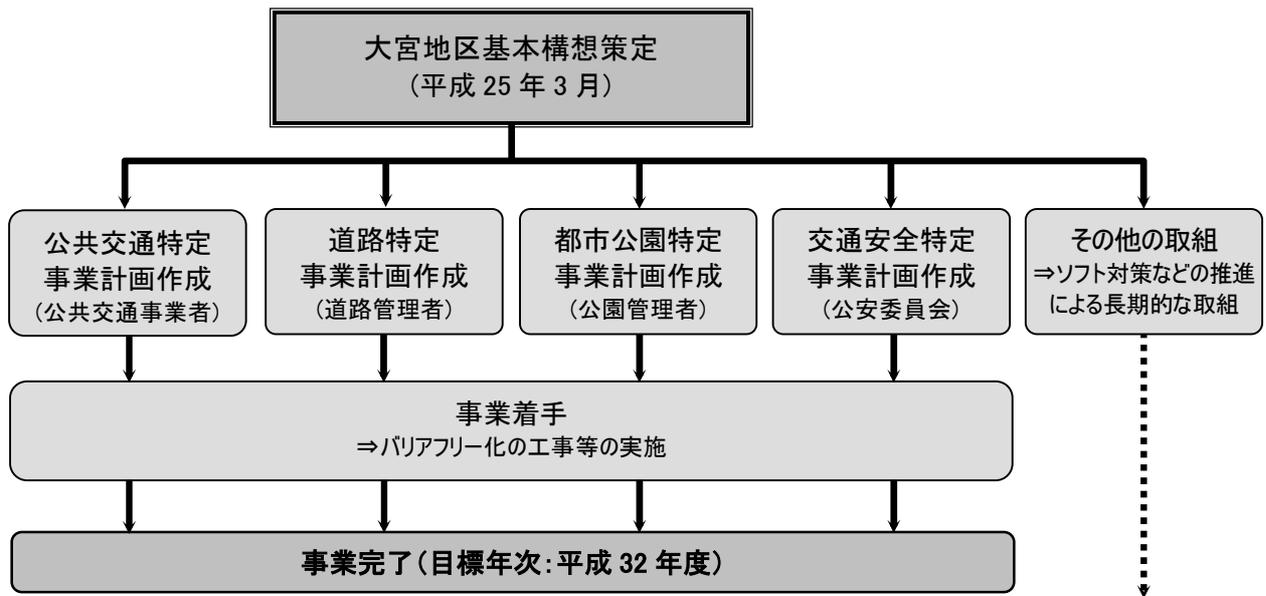


図-2 大宮地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進の流れ



## 2 行政区の人口及び高齢化率の推移等

大宮駅周辺の2行政区(中京区, 下京区)の人口及び高齢者人口の合計はともに増加していますが, 平成7年の高齢化率は, 京都市や全国の平均よりも高かったものの, 平成22年にはほぼ同じ率となっています(表-2)。大宮駅周辺の9学区※<sup>1)</sup>(教業, 乾, 朱雀第一, 朱雀第三, 郁文, 格致, 淳風, 醒泉, 光徳)の人口及び高齢者人口の合計についてもともに増加しており, 高齢化率は, 京都市や全国の平均よりやや高い水準となっています(図-5)。

また, 2行政区の障害者手帳の交付数は10,230件であり, 療育手帳の交付数は1,171件となっています(表-3)。

※1 学区とは国勢調査の際に用いる国勢統計区を示します。

表-2 総人口, 高齢者(65歳以上)人口及び高齢化率※<sup>1)</sup>の推移(国勢調査結果を基に作成)

年	9学区※ <sup>2)</sup>			2行政区(中京区, 下京区)			京都市	全国平均
	総人口 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	総人口 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	高齢化率 (%)	高齢化率 (%)
平成7年	41,647	8,056	19.5	161,724	32,504	20.2	14.7	14.6
平成12年	42,748	8,925	21.1	166,250	35,816	21.8	17.4	17.4
平成17年	44,109	9,559	22.1	177,566	38,636	22.0	20.1	20.2
平成22年	45,194	10,000	23.4	184,593	40,055	23.1	23.0	23.0

※1 総人口から年齢不詳を除いて算出しています。

※2 中京区の学区: 教業・乾・朱雀第一・朱雀第三, 下京区の学区: 郁文・格致・淳風・醒泉・光徳

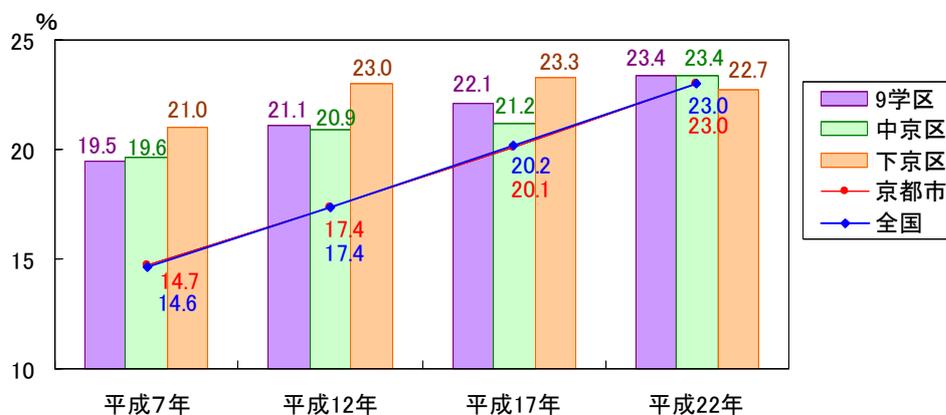


図-5 高齢化率の推移(国勢調査結果を基に作成)

表-3 2行政区の障害別の障害者数(平成23年京都市統計書)

	総人口 (人)	障害者手帳交付数(件)						療育手帳 交付数 (件)	精神障害者 保健福祉 手帳交付数 (件)
		視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	計		
京都市	1,474,015	6,462	6,853	922	42,388	24,881	81,506	11,418	10,978
2行政区	184,593	898	913	116	5,273	3,030	10,230	1,171	-
2行政区の占 める割合(%)	12.5	13.9	13.3	12.6	12.4	12.2	12.6	10.3	-

### 3 大宮駅周辺の公共交通機関

#### (1) 鉄道・軌道

平成 24 年 10 月現在，大宮駅や二条駅の 1 日平均利用者数は，それぞれ 20,000 人を超えており，四条大宮駅の 1 日平均利用者数は約 5,000 人となっています。

表－4 駅の 1 日の利用状況

駅名	1 日平均利用者数 (人)	1 日の運行本数 (本)	
		平日	土曜・休日
大宮駅 (阪急電鉄)	25,923	373	279
四条大宮駅 (京福電気鉄道)	4,907	113	103
二条駅 (JR 西日本)	22,982	199	199

#### (2) 路線バス

平成 24 年 10 月現在，京都市交通局，京阪バス，京都バス，西日本ジェイアールバスが運行しており，四条通，大宮通，堀川通を中心にバス停が設けられています。四条大宮バス停における路線バスの系統数は 31 系統となっています。

表－5 路線バスの 1 日の運行状況

バス停	事業者	系統数	系 統	1 日の運行便数 (便) ※2)		
				平 日	土 曜	休 日
四条大宮 (四条通) (大宮通) (後院通)	京都市交通局※1)	18	3・6・8・11・13 26・28・29・32 46・55・67・69 71・91・201 203・207号	1,227.5	1,035.0	963.5
	京 阪 バ ス	3	82・83・85号	34.0	21.0	20.0
	京 都 バ ス	5	71～75	45.5	47.0	47.0
	西日本ジェイアールバス	5	1～5	40.5	31.0	31.0
	計	31	—	1,347.5	1,134.0	1,061.5

※1 京都市交通局については，平成 24 年 3 月 14 日の運転計画の運行便数

※2 1 往復を 1 便として計上し，京都市交通局が運行する 201 号，203 号，207 号の循環系統については，1 周を 1 便として計上

#### 4 大宮駅周辺の施設の立地状況及び道路の現況

大宮駅周辺には、官公庁施設（中京区総合庁舎）、商業施設（西友三条店、スーパーマツモト五条店）、医療施設（山元病院）、福祉施設（みぶ身体障害者福祉会館）などが立地しています。

また、周辺の道路状況は、南北の幹線道路として、千本通、大宮通、後院通及び堀川通があります。千本通や堀川通は幅員の広い歩道が整備されていますが、大宮通や後院通では、歩道の幅員が狭い箇所があります。また、東西の幹線道路として、四条通、御池通及び五条通（国道9号）があり、それぞれ歩道が整備されています。地区全体としては、路上駐輪や電柱等が移動の障害となっているなどの課題があります。

大宮駅周辺の施設の立地状況を図-6に示します。

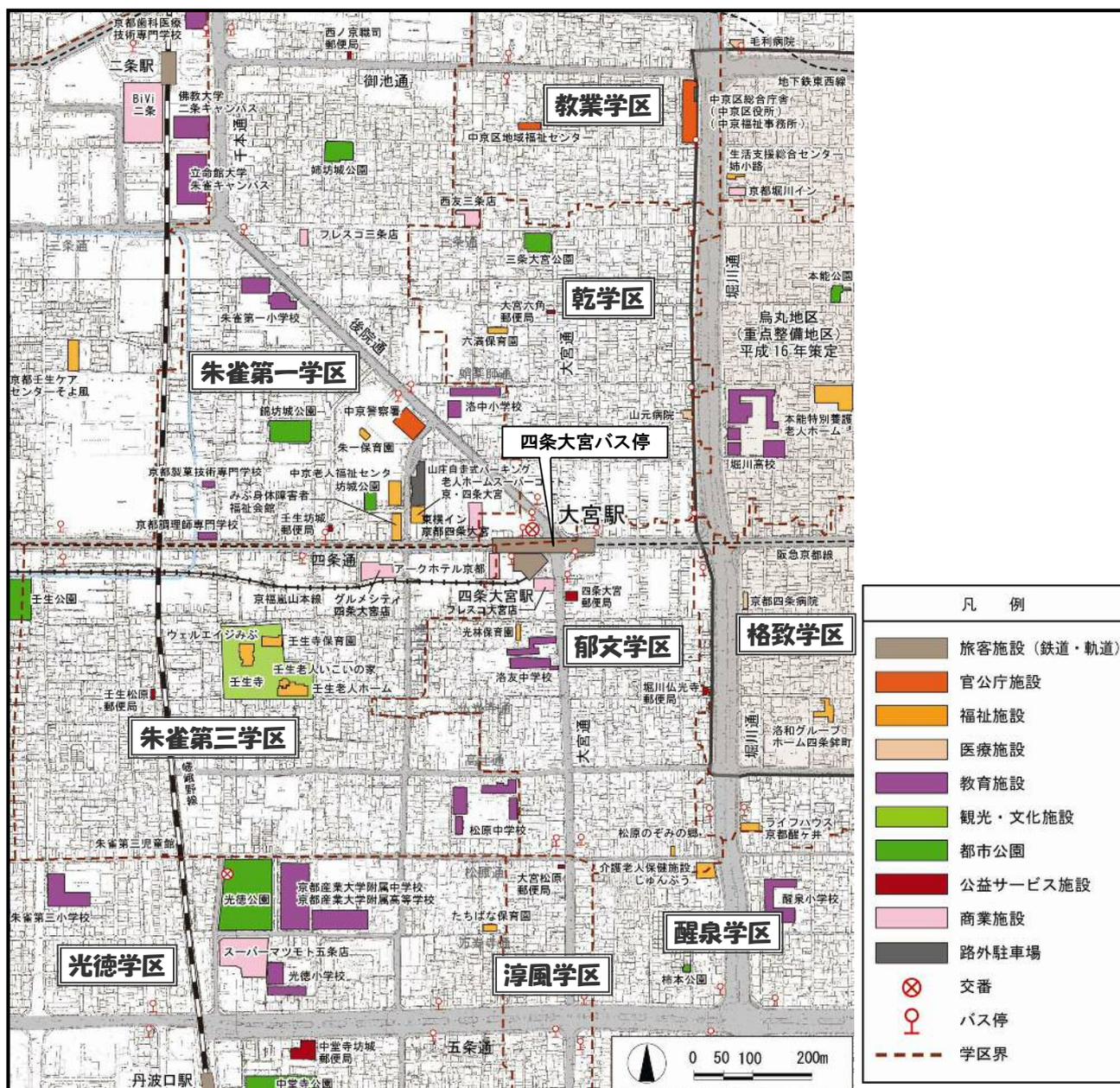


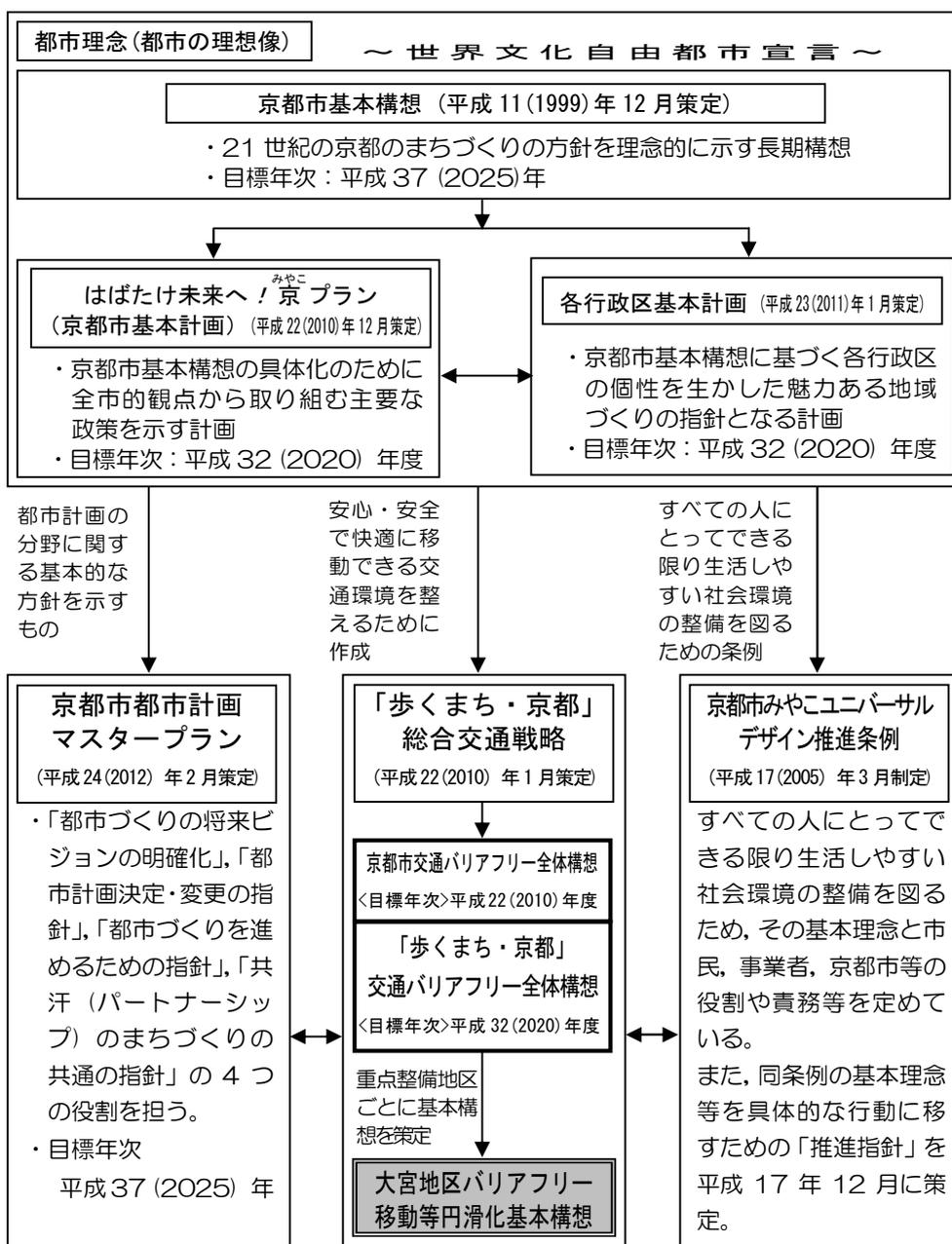
図-6 大宮駅周辺の施設の立地状況

### 第3章 大宮地区におけるバリアフリー化の方向性

「大宮地区基本構想」は、「はばたけ未来へ！京<sup>みやこ</sup>プラン」や「京都市都市計画マスタープラン」などの計画に掲げられている“バリアフリーのまちづくり”との整合性を保ちながら策定すべきものであり、地区の特性やまちづくりの方向性にも十分配慮した内容とすることが必要となります。

「大宮地区基本構想」を策定するに当たっては、中京区及び下京区のまちづくりの方向性を踏まえたうえで、「大宮地区」の目指す姿を整理することとします。

#### 1 上位計画・関連計画の構成



図一七 上位計画・関連計画の構成

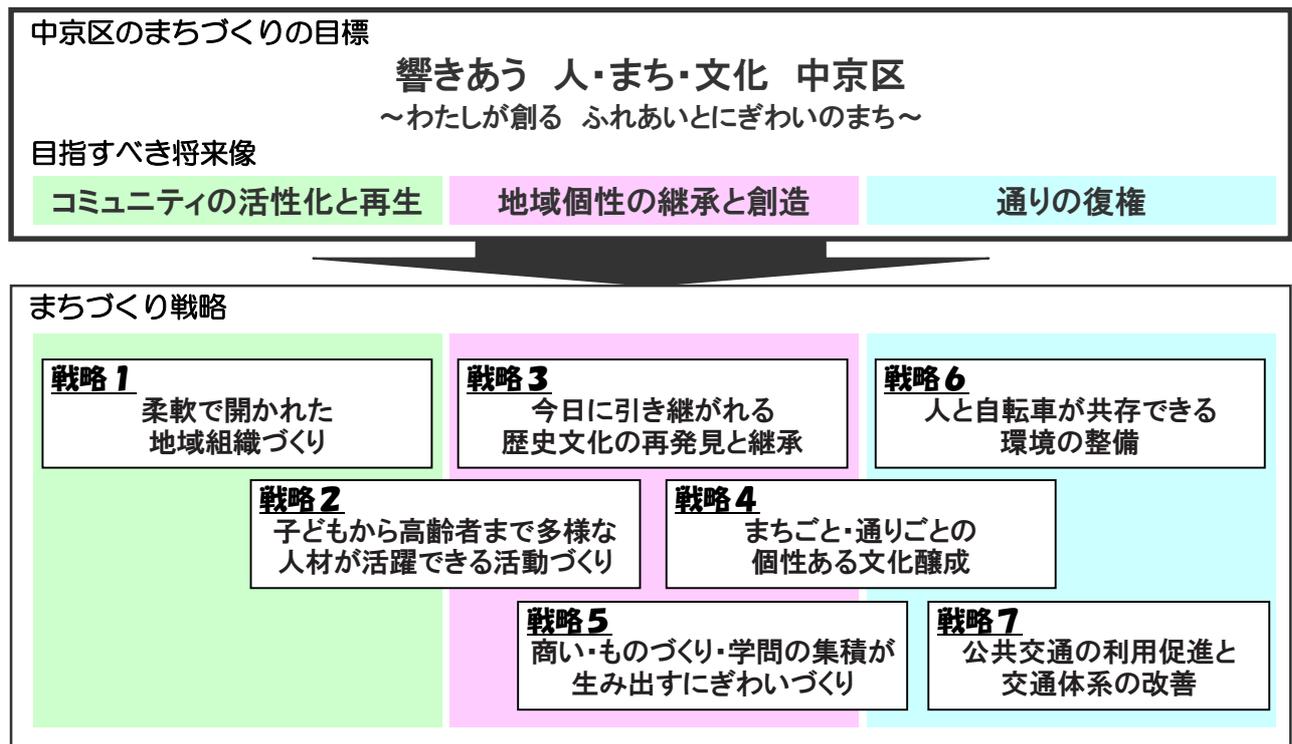
## 2 大宮地区におけるバリアフリー化の方向性

京都市では、都市理念を踏まえた「京都市基本構想」を受けて、「はばたけ未来へ！京<sup>みやこ</sup>プラン」を策定しています。さらに、各行政区では、「京都市基本構想」に基づいて、個性を生かした魅力ある地域づくりの指針となる各区基本計画を策定しています。

「大宮地区」がある中京区及び下京区で策定されている基本計画に基づき、「大宮地区」におけるバリアフリー化の方向性を示します。

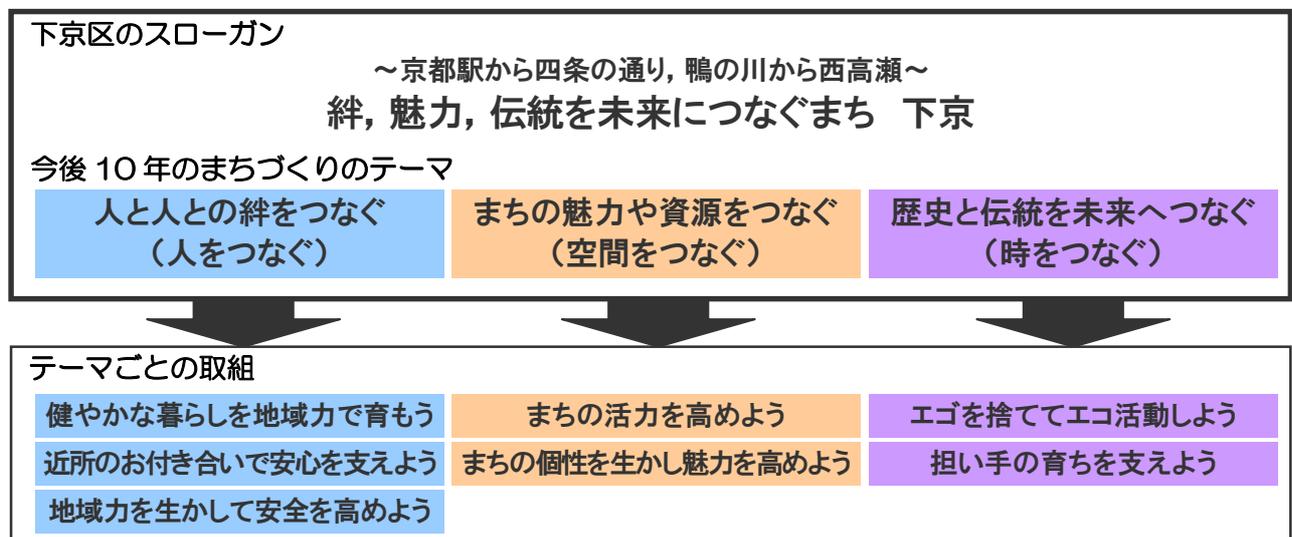
### (1) 中京区のまちづくり

中京区のまちづくりの方向性は、「中京区基本計画」において、次のとおり示されています。



### (2) 下京区のまちづくり

下京区のまちづくりの方向性は、「下京区基本計画」において、次のとおり示されています。



### (3) 大宮地区におけるバリアフリー化の方向性

「中京区基本計画」及び「下京区基本計画」を踏まえ、「大宮地区」のバリアフリー化を推進するための方向性を次のとおり整理します。

#### ア だれもが安心・安全に往来できる歩いて楽しいまち

地域住民や来訪者、高齢者や障害のある方などを含むすべての人が、安心・安全に往来することができ、光徳公園などをはじめとする地域の公園への散歩や買い物などに気兼ねなく出かけられるよう、駅やその周辺道路の移動環境の整備を通じ、歩いて楽しいまちを目指します。

#### イ 生活を支える地域の中心としてのまち

大宮駅周辺には、中京区総合庁舎などの官公庁施設、西友三条店やスーパーマツモト五条店などの商業施設が立地しており、これらの施設立地を生かした地域の中心としての魅力あるまちを目指します。

#### ウ ふれあいとにぎわいのあるまち

地域コミュニティを育みながら、地域住民だけでなく「大宮地区」を訪れる高齢者や障害のある方などへの理解を深めるとともに、手助けなどの協力を地域ぐるみで行えるまちづくりを推進し、来訪する人たちとの交流やふれあいを通して地域活力が感じられるまちを目指します。

### 3 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」におけるバリアフリー化推進のための基本的な考え方

「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」においては、全市的なバリアフリー化推進のための基本的な考え方を次のとおり定めています。

#### (1) ユニバーサルデザインに基づく交通バリアフリーの推進

ア 交通バリアフリーの推進に当たっては、「どこでも、だれもが、自由に、使いやすく」とのユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できることを基本とします。

イ 旅客施設及びその周辺道路等の整備については、「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」で選定した「重点整備地区」のみならず、「重点整備地区」以外の地区についてもバリアフリー化を進めていきます。

ウ 旅客施設及び車両等（ハード面）の整備のみならず、すべての人が安心・安全で円滑に移動するために必要な情報やサービスを容易に受けられ、様々な個性や違いを超えて、すべての人がお互いに理解し、助け合える取組（ソフト面の対策）についても積極的に講じます。

エ 鉄道駅におけるホームからの転落事故や列車との接触事故への対策の必要性が高まっていることを踏まえ、ハード面の整備やソフト面の対策を進め、安心・安全に移動できるように努めます。

## (2) 地域住民・利用者等の意見の反映

バリアフリー化の推進に当たっては、高齢者や障害のある方をはじめ、地域住民や施設利用者等の意向を踏まえ、検討を行っていくことが必要です。

検討に当たっては、市民や利用者代表等が参画する会議の開催やパブリックコメントの実施等により多くの方の意見を十分に聴くとともに、可能な限り反映します。

## 4 大宮地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

「大宮地区」のバリアフリー化は、「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」におけるバリアフリー化推進に係る基本方針に基づいて推進します。

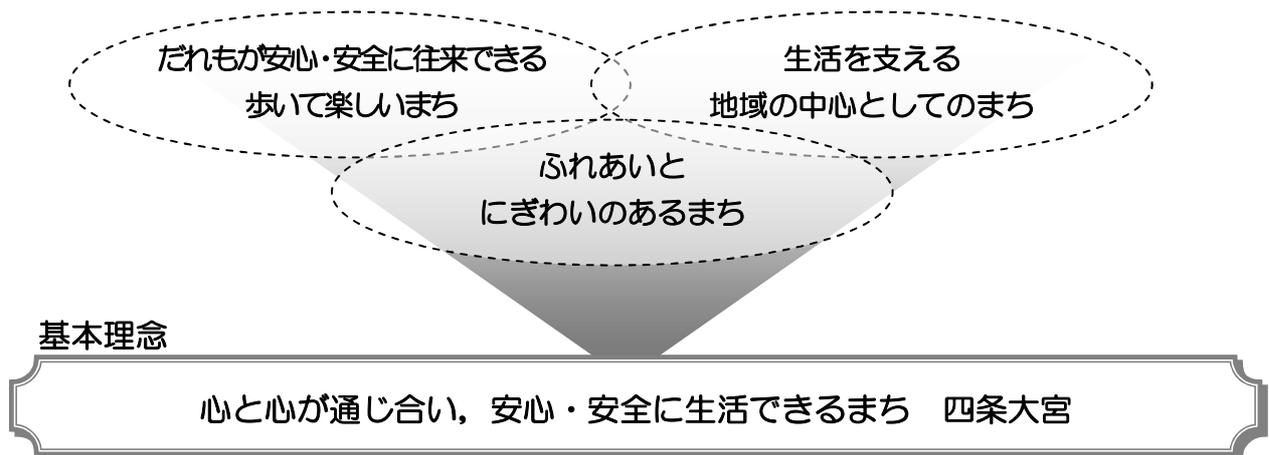
「大宮地区」のバリアフリー化の推進に当たっては、地区の特性及びバリアフリー化の方向性に加え、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」の基本目標である「京都の豊かな蓄積を資源として、国際社会の取組との協調を図り、すべての人が個人として尊重され、その能力を最大限に発揮できる、活力に満ちた社会の実現」を踏まえ、「大宮地区」のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を次のとおり定めます。

### (1) 大宮地区のバリアフリー化推進に係る基本理念

「大宮地区」は、大宮駅や四条大宮駅などの旅客施設のほか、官公庁施設や商業施設、医療施設、福祉施設などが立地しており、これらの施設間をだれもが快適に安心して移動できる環境を整備します。こうした施設整備だけではなく、地域コミュニティを育み、助け合いを推進することなどにより、ふれあいとにぎわいのあるまちの形成を目指します。

これらを踏まえて、「大宮地区」の基本理念を「心と心が通じ合い、安心・安全に生活できるまち 四条大宮」として、まちづくりを進めていきます。

### 大宮地区のバリアフリーのまちづくりの方向性



## (2) 大宮地区のバリアフリー化推進に係る基本方針

### ア だれもが利用しやすい交通結節点のバリアフリー化の推進

交通結節点として、鉄道や軌道、バス、タクシーなどの各種交通手段相互の乗換えに対応し、大宮駅をはじめとした旅客施設において、高齢者や障害のある方、妊産婦、国内外からの観光客、けがをしている方など、すべての人が円滑に移動できる施設整備を推進します。

また、「大宮地区」への来訪者にも配慮して、分かりやすい情報案内設備とするなど、だれもが利用しやすい旅客施設を目指します。

### イ 主要な道路の重点的なバリアフリー化の推進

多くの高齢者や障害のある方が徒歩又は車いすで利用する施設を相互に結ぶ主要な道路について、段差の解消や勾配の改善などにより、安心・安全で円滑に移動できるように、重点的なバリアフリー化を図ります。それ以外の道路についても、道路の改修等と併せて、順次、バリアフリー化を図ります。

### ウ 地域の取組、他の施策と連携したバリアフリー化事業の推進体制の整備

「大宮地区基本構想」に位置付けられた各種事業については、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら効果的に実施していくため、事業計画作成の段階から、地域の取組や他の施策に係る関係者が十分な情報交換を行い、それぞれが担う役割や立場に応じて、協働と連携を図ることができる事業推進体制を整備します。

### エ 「心のバリアフリー」「情報バリアフリー」の推進

「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、バリアフリー化設備（ハード面）の整備だけでなく、高齢者や障害のある方などの理解を深め、お互いに支え合うことができる環境を整備するため、市民、公共交通事業者、行政機関などが互いに連携してソフト施策を展開し、ふれあいと温もりのある行動による「心のバリアフリー」を推進します。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に利用されるような情報、駅や道路における分かりやすい案内情報の発信、伝達方法の確保・充実などに取り組み、だれもが必要な情報を入手し利用できるよう、情報の格差をなくした思いやりのある「情報バリアフリー」を推進します。

## 第4章 大宮地区の重点整備地区について

基本構想では、安心・安全で円滑な移動ができるためのバリアフリー化を推進するために、多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設である「生活関連施設」、  
「生活関連施設」相互を結ぶ道路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき道路である「生活関連経路」を設定し、これらの施設及び道路を含み、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区である「重点整備地区」の区域を定めます。

### 1 生活関連施設

大宮駅及びその周辺に立地し、多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設を「生活関連施設」として次のとおり抽出しました。

表-6 生活関連施設

区分	名称	摘要
旅客施設	大宮駅（阪急電鉄） 二条駅（JR西日本） 四条大宮駅（京福電気鉄道）	・1日の平均利用者数が3,000人以上である旅客施設（特定旅客施設）
官公庁施設	中京区総合庁舎	・多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設
福祉施設	みぶ身体障害者福祉会館	
医療施設	山元病院	
商業施設	西友三条店 スーパーマツモト五条店	
都市公園	光徳公園	

### 2 生活関連経路

「バリアフリー法」では、「生活関連施設」相互を結ぶ道路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき道路を「生活関連経路」と位置付け、道路特定事業及び交通安全特定事業を実施することとしています。

「大宮地区」の「生活関連経路」は、表-6で設定した「生活関連施設」相互を結ぶ道路としました。また、「生活関連経路」との連続性を確保し、一体的にバリアフリー化を図る必要がある道路を「その他経路」として設定しました。

また、「大宮地区基本構想（素案）」に対する市民意見募集の結果を踏まえ、生活関連経路③（三条通）の区間を延長（生活関連経路④～生活関連経路⑤）しました。

「生活関連経路」を表-7、「その他経路」を表-8に示します。

表一七 生活関連経路

生活関連 経路	路線名 (区間)
①	一般府道 二条停車場嵐山線(千本通) (二条駅前広場 ~ 生活関連経路②)
②	一般市道 後院通 (生活関連経路① ~ 大宮駅)
③	一般市道 三条通 (生活関連経路⑤ ~ 生活関連経路①)
④	一般市道 大宮通 (生活関連経路③ ~ 大宮駅)
⑤	主要府道 京都広河原美山線(堀川通 [西側歩道]) (中京区総合庁舎 ~ 生活関連経路⑥)
⑥	主要市道 嵐山祇園線(四条通) (生活関連経路⑤ ~ 生活関連経路⑦)
⑦	一般市道 壬生通(壬生川通) (生活関連経路② ~ 生活関連経路⑧)
⑧	一般市道 万寿寺通 (生活関連経路⑦ ~ 生活関連経路⑨)
⑨	一般市道 千本通 (生活関連経路⑧ ~ スーパーマツモト五条店)

表一八 その他経路

その他 経路	路線名 (区間)
①	一般市道 千本通 (スーパーマツモト五条店 ~ 五条通)

### 3 重点整備地区

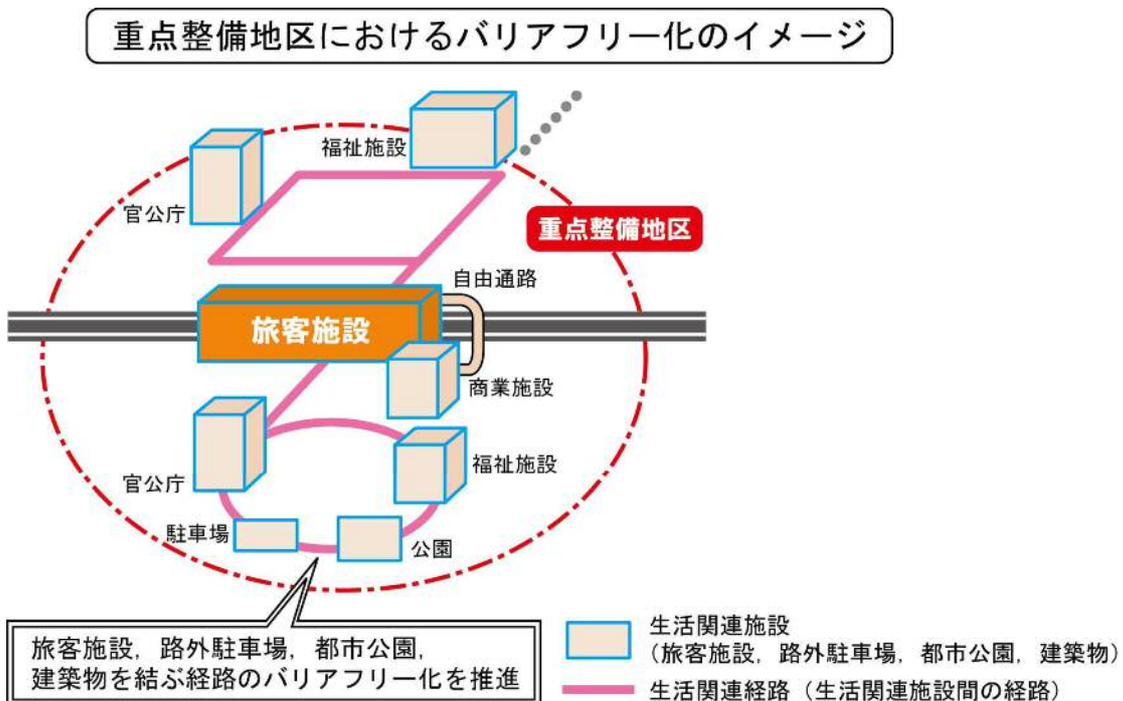
「バリアフリー法」では、「重点整備地区」を「生活関連施設」の所在地を含み、かつ、「生活関連施設」相互間の移動が通常徒歩で行われる地区」と規定しています。

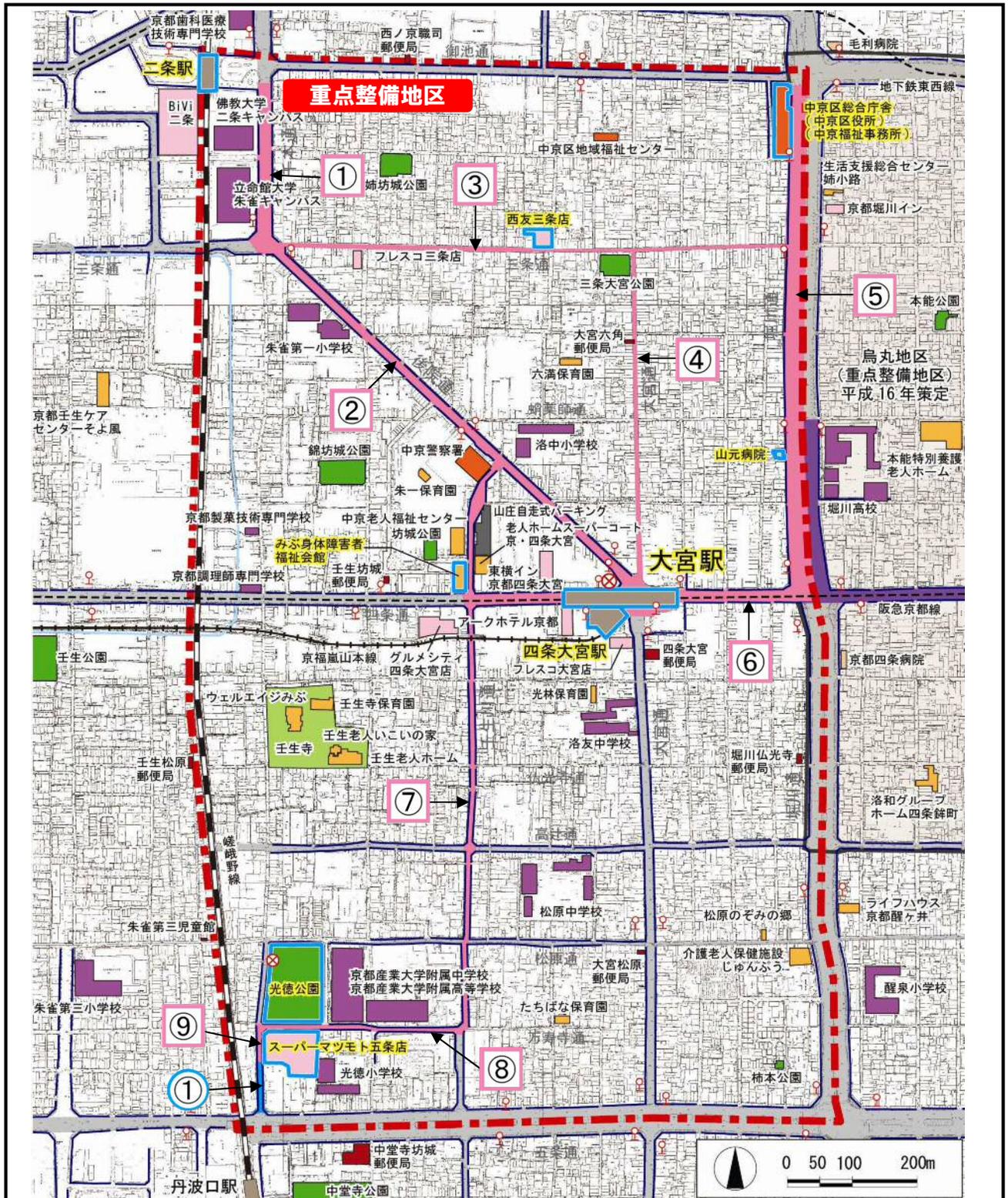
「大宮地区」において、安心・安全で円滑な移動の確保に向けてバリアフリー化を推進するために、「生活関連施設」や「生活関連経路」を含む区域を「重点整備地区」として設定しました。

具体的な「重点整備地区」の区域については、道路や線路によって決めました。

「生活関連施設」、「生活関連経路」及び「重点整備地区」の区域を図-8に示します。

<参考>重点整備地区におけるバリアフリー化のイメージ





※黄色文字は生活関連施設

凡 例			
	旅客施設（鉄道・軌道）		観光・文化施設
	官公庁施設		都市公園
	福祉施設		公益サービス施設
	医療施設		商業施設
	教育施設		路外駐車場
	重点整備地区		交番
	生活関連施設		バス停
	生活関連経路		歩道
	生活関連経路		その他経路
	特定経路（烏丸地区）		

図-8 生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区の区域

## 第5章 大宮地区の現状に関する意見と課題

連絡会議において数多くの意見をいただくとともに、その下に設置した分科会により駅や道路などを現地踏査して、課題についての意見交換を行いました。旅客施設や周辺道路等の「大宮地区」の現状に対する意見と課題は次のとおりです。

### 1 旅客施設に関する意見

#### (1) 大宮駅

大宮駅のバリアフリー状況を表一9に示します。また、大宮駅に関する意見を図一9に示します。

表一9 大宮駅のバリアフリー状況（平成24年10月現在）

鉄道事業者名		阪急電鉄	
路線名		京都線	
駅名		大宮駅	
駅の構造		地下駅	
1日平均利用者数		25,923人	
段差解消の状況	出入口～改札口（改札外）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東改札口：段差あり（エレベーターあり）</li> <li>・西改札口：段差あり（民間ビル内にエレベーターあり）</li> </ul>
	改札口～プラットフォーム（改札内）	河原町方面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東改札口：段差あり（車いす用階段昇降機あり）</li> <li>・西改札口：段差あり（車いす用階段昇降機あり）</li> </ul>
		梅田方面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東改札口：段差あり（車いす用階段昇降機あり）</li> <li>・西改札口：段差なし（平坦）</li> </ul>
情報案内設備	視覚障害者誘導用ブロック		<ul style="list-style-type: none"> <li>・北出口（1番出口）、東出口（3番出口）、西出口（4番出口）、東エレベーターから券売機、改札口、ホームへの視覚障害者誘導用ブロックあり</li> </ul>
	運行情報設備	音声案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河原町方面：あり（行先、接近の案内のみ）</li> <li>・梅田方面：あり（種別、行先、接近の案内）</li> </ul>
		文字情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河原町方面：あり（すべて河原町行きのため接近表示のみ）</li> <li>・梅田方面：あり（種別、発車時刻、行先、接近表示）</li> </ul>
	点字料金表示		<ul style="list-style-type: none"> <li>・券売機横にあり</li> </ul>
利便施設	トイレ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす対応トイレあり</li> <li>・オストメイト未対応</li> <li>・ベビーベッドあり</li> <li>・トイレレイアウト図（点字）あり</li> </ul>
	休憩施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチあり</li> </ul>
個別設備	プラットフォーム		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホーム縁端部に警告ブロックあり（内方線あり）</li> <li>・ホーム端での転落防止対策あり（転落防止柵の設置など）</li> </ul>
	券売機		<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす対応券売機あり</li> </ul>
	幅広改札口		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東改札口：6箇所中1箇所が対応</li> <li>・西改札口：3箇所中1箇所が対応</li> </ul>

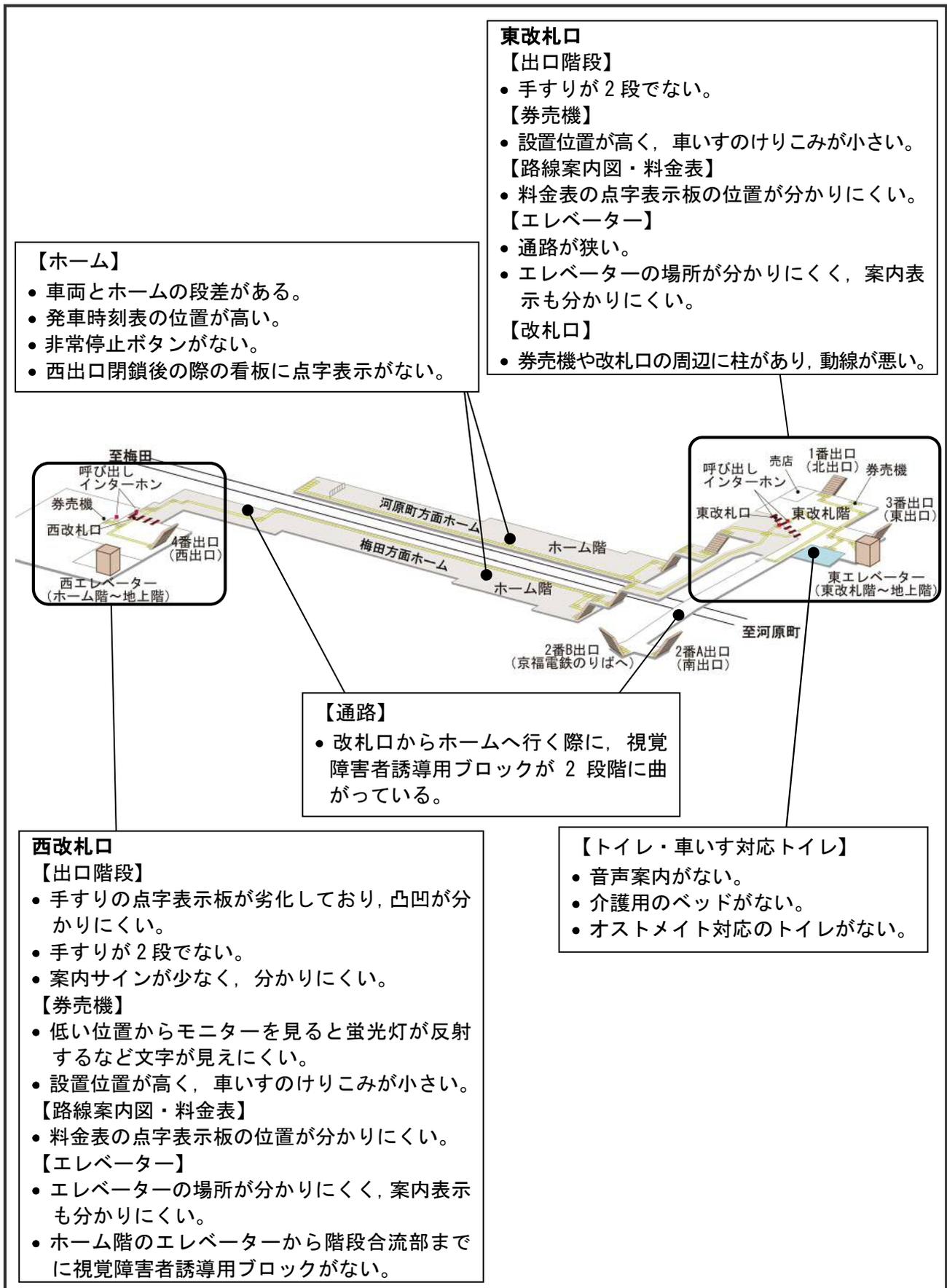


図-9 大宮駅に関する意見

## (2) 四条大宮駅

四条大宮駅に関する意見を表一10に示します。

表一10 四条大宮駅に関する意見

四 条 大 宮 駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 車両とホームの段差が大きい。</li> <li>• 車両ドアの位置表示がない。</li> <li>• 時刻表や発車案内板の文字が見えにくい。</li> <li>• 音声案内の音が聞こえにくい。</li> <li>• 視覚障害者誘導用ブロックの色や形状が識別しにくく、一部に警告ブロックが設置されていない。</li> <li>• トイレの案内が分かりにくい。</li> <li>• 非常停止ボタンがない。</li> </ul>
-----------------------	---

## 2 周辺道路等に関する意見

「大宮地区」における道路について、全体的に共通する意見を表一11に、各道路についての意見を図一10に示します。

表一11 全体的に共通する道路に関する意見

道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 民家、施設などへの乗入口による波うちがある。</li> <li>• 舗装に凸凹や段差がある。</li> <li>• 横方向の勾配がきつい。</li> <li>• 歩道の幅が狭い。</li> <li>• グレーチング※の網目が大きく、マンホールの蓋も突出している。</li> <li>• 電柱や看板、路上駐輪、民地への鉄板などの私有物が障害になっている。</li> </ul>
交 差 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 歩行者だまりが狭く段差もあり、車道へのすりつけ勾配がきつい。</li> <li>• 横断歩道（車道）の勾配がきつい。</li> <li>• 視覚障害者誘導用ブロックが老朽化している。また、適切に配置されていない箇所がある。</li> <li>• 歩行者用信号機の音響装置の音が聞こえにくい、または設置されていない。</li> <li>• 電柱や街灯などが障害になっている。</li> </ul>
バ ス 停	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 時刻表の文字が小さくて見えにくい。</li> <li>• 視覚障害者誘導用ブロックが適切に配置されていない。</li> </ul>

※ グレーチングとは、金属製の溝蓋のことをいいます。



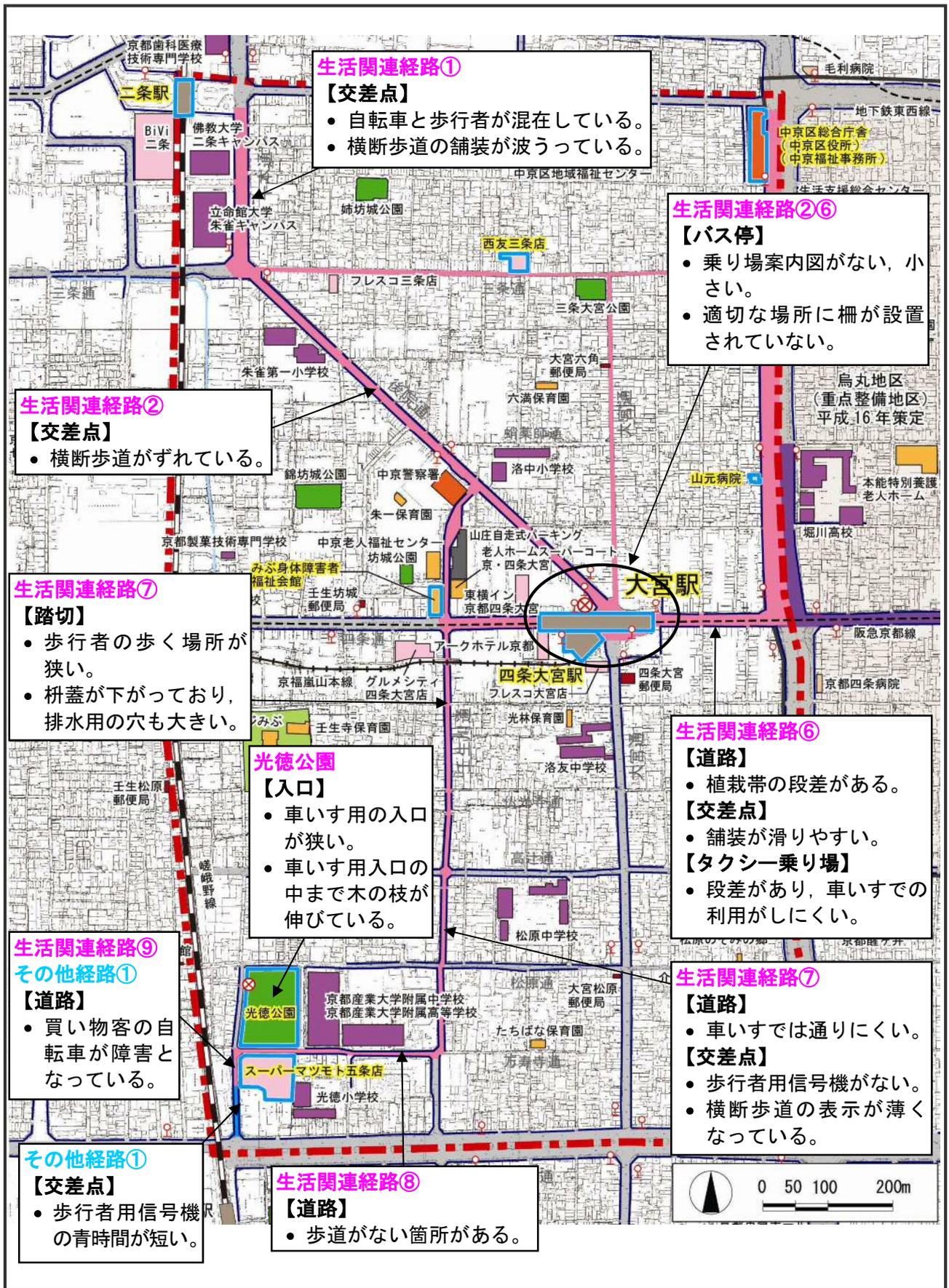


図-10 各道路についての意見

### 3 大宮地区の課題

大宮駅や周辺道路等の現状に関する意見を踏まえた「大宮地区」の課題は表-12のとおりです。

表-12 大宮地区の課題

大宮駅・四條大宮駅	<p><b>円滑に移動できる動線の整備が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大宮駅においては、東改札口側、西改札口側ともにエレベーターが設置されているものの、西改札口から河原町方面ホーム、東改札口から各ホームへは階段による上下移動が必要である。また、各出口の階段手すりが1段しかないことから、これらを改善し、円滑に移動できる動線の整備が必要である。</li> </ul> <p><b>分かりやすい案内情報の提供が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大宮駅においてはエレベーターの場所などが、四條大宮駅においてはトイレの場所などが分かりにくいなどの課題がある。また、大宮駅及び四條大宮駅ともに、視覚障害者誘導用ブロックが適切に設置されていない箇所があることから、これらを改善し、分かりやすい案内情報の提供が必要である。</li> </ul> <p><b>使いやすいトイレの整備が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大宮駅においては、オストメイトにも対応した多機能トイレがなく、トイレのスペースが狭く洋式トイレもないことから、これらを改善し、使いやすいトイレの整備が必要である。</li> </ul> <p><b>その他様々な設備等の改善が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大宮駅においては、券売機下部のけりこみが小さいなどの課題があり、使いやすい駅となるよう様々な設備等の改善が必要である。</li> </ul>
周辺道路等	<p><b>歩道のある道路においては段差、勾配の改善が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道のある道路においては、舗装の波うちや凸凹、段差、勾配がきつい箇所がある。また、歩道の狭い道路も多いことから、これらを改善し、円滑に移動できる整備が必要である。</li> </ul> <p><b>安全・快適な歩行空間の確保が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グレーチングの網目が大きく、電柱や路上駐輪など様々な障害もあることから、地元や関係事業者等の取組などと協力・連携を図りながら、すべての人が安心・安全で円滑に移動できる歩行空間の確保が必要である。</li> </ul>

## 第6章 大宮地区におけるバリアフリー化の概要

「大宮地区」におけるバリアフリー化推進に係る基本理念、基本方針及び課題を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者、公園管理者、公安委員会などが「大宮地区」において実施するバリアフリー化などの概要を示します。

施設や道路などのバリアフリー化については、次の2つに区分しています。

### ① 特定事業

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動等円滑化基準に適合させて、原則として、平成32年度までに完了させる事業（公共交通特定事業、道路特定事業、都市公園特定事業、交通安全特定事業）

### ② その他の取組

「大宮地区」内において実施される①以外の事業やソフト施策等の取組

なお、特定事業については、「大宮地区基本構想」策定後、公共交通事業者、道路管理者、公園管理者、公安委員会が、具体的な事業計画を作成し、事業を実施します。

## 1 旅客施設及び車両のバリアフリー化の概要

### (1) 大宮駅のバリアフリー化の概要

大宮駅のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

#### ア 利用動線の整備

河原町方面ホームへ直結するエレベーターの新設による段差解消や、階段手すりの改良により、円滑に移動できるようにします。

#### イ 情報案内設備の整備

エレベーターや改札口、トイレなどへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックの設置や改善などにより、分かりやすい案内を目指します。

#### ウ トイレの整備

既存のトイレの改修や多機能トイレの整備などにより、使いやすいトイレとなるよう整備します。

### (2) 二条駅のバリアフリー化の概要

二条駅のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

#### ア ホームにおける転落防止対策

ホームの内側を示す内方線付きの警告ブロックを整備することにより、転落防止対策を図り、安全な旅客施設を目指します。

### (3) 長期的な課題の検討

「大宮地区」内のすべての旅客施設における長期的な課題の検討に関する考え方は次のとおりです。

#### ア 様々な設備の改善の検討

券売機の車いすのけりこみの改良などについて、今後、設備の更新時期などにあわせ、可能な限り多くの設備の改善を図るように努めます。

#### イ 案内表示や緊急情報表示のあり方の検討

旅客施設等の利用に当たり、分かりやすい案内表示に対応できるよう、関係者と協議しながら検討を進めます。

#### ウ 全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差の縮小など、「大宮地区」内の旅客施設以外の駅でも共通の課題となっているものについては、長期的な課題として検討を進めます。

旅客施設のバリアフリー化の概要を表-13に示します。また、大宮駅のバリアフリー化の概要を図-11に示します。

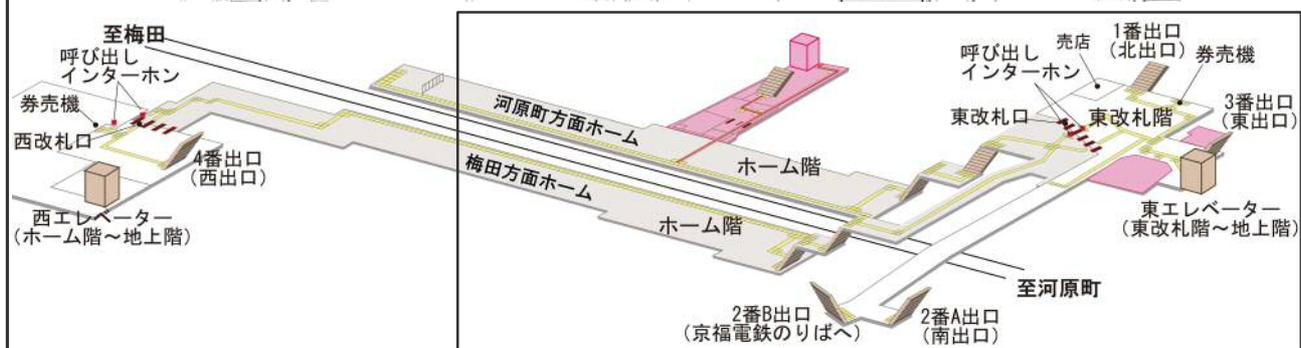
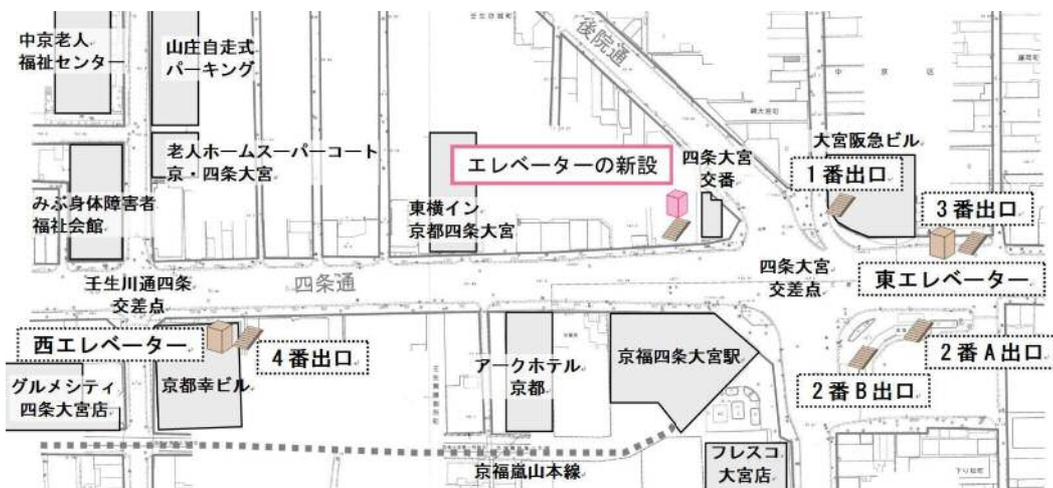
表-13 旅客施設のバリアフリー化の概要

	事業内容	旅客施設名	事業主体	目標年次(年度)									
				H25	26	27	28	29	30	31	32	~	
公共交通 特定事業	①エレベーターの新設 ②改札口の新設	大宮駅	阪急電鉄										
	③多機能トイレの新設												
	④トイレの改修												
その他の 取組	⑤内方線ブロックの設置	二条駅	JR西日本										
	⑥長期的な課題の検討	大宮地区内の 旅客施設	阪急電鉄 JR西日本 京福電気鉄道										

※公共交通特定事業の実施に当たっては、国、京都府、京都市が協調して必要な助成を行います。

# 大宮駅

## 地上出入口位置図



**【その他の取組】**  
⑥ 長期的な課題の検討

① エレベーターの新設  
(ホーム階～地上階)

③ 多機能トイレの新設

② 改札口の新設

④ トイレの改修

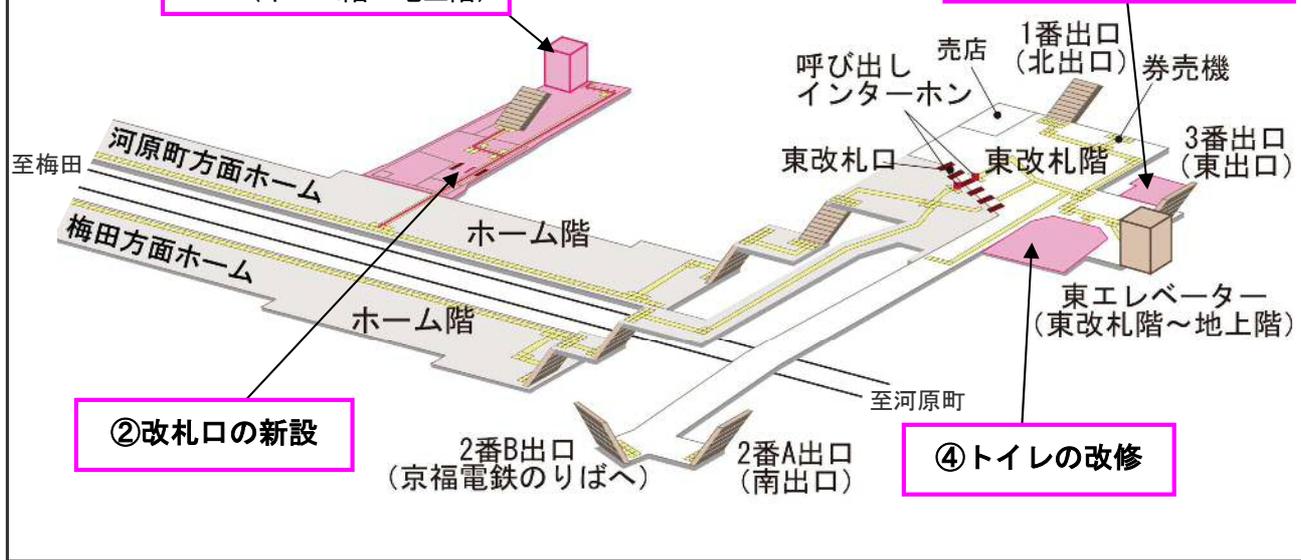


図-11 大宮駅のバリアフリー化の概要

#### (4) 車両のバリアフリー化の概要

「大宮地区」内を発着する鉄道及び軌道、路線バスの車両のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

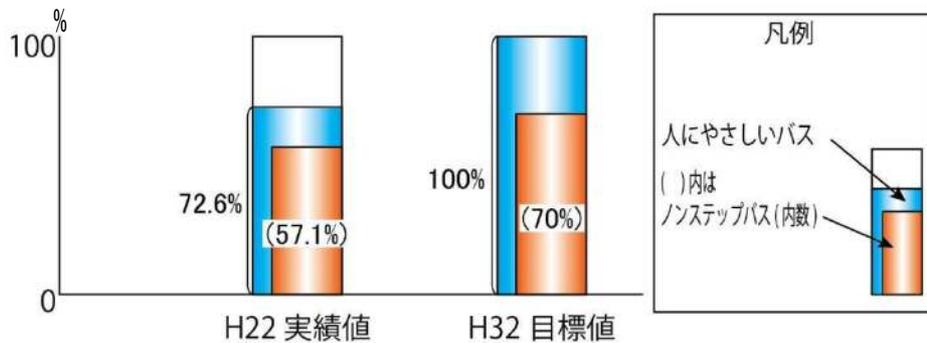
##### ア 鉄道車両・軌道車両

車両の改良や更新時に、車いすスペースの確保など国が定める公共交通移動等円滑化基準に適合した車両とするとともに、既存車両についても、扉が開くときにチャイムにより扉位置を知らせる装置を設置するなど、可能な限りバリアフリー化されたものとなるよう改良を検討します。

##### イ 路線バス車両

車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど公共交通移動等円滑化基準に適合した車両を購入することにより、順次、バリアフリー化を図ります。

<参考> 「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」に掲げる  
路線バスのバリアフリー化の目標



人にやさしいバスとは、ノンステップバス、ワンステップバス等のことをいいます。



ノンステップバス



ワンステップバス

## 2 道路のバリアフリー化の概要

### (1) 重点整備地区内の道路のバリアフリー化の概要

「大宮地区」内の道路のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

#### ア 生活関連経路及びその他経路

「生活関連経路」及び「その他経路」においては、道路特定事業として、歩道のある道路では、段差・勾配の改善、歩道のない道路では歩行空間の明確化を行うなど、重点的にバリアフリー化を推進します。

#### イ その他の取組

##### (ア) 生活関連経路及びその他経路以外の道路のバリアフリー化

「生活関連経路」及び「その他経路」以外の道路についても、「重点整備地区」の内外を問わず、他の事業や維持管理を行う中で、可能な限り、一体的にバリアフリー化を図るよう努めます。

##### (イ) 安全・快適な歩行空間の確保

放置自転車の対策については、「京都市自転車総合計画」に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き啓発や放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の取組などと協力・連携を図りながら進めます。また、駅及びバス停周辺の放置自転車対策については、鉄道事業者及びバス事業者の協力を求めながら取組を進めていきます。さらに、看板・商品等の歩道などへのはみ出しについては、地元・商店街などと協力・連携を図りながら取組を進めます。

道路のバリアフリー化の概要を表-14、図-12に示します。

表-14 道路のバリアフリー化の概要

	経路	路線	事業内容	目標年次(年度)																
				H25	26	27	28	29	30	31	32	~								
道路特定事業	生活関連経路①	一般府道 二条停車場嵐山線 (千本通)	段差・勾配の改善																	
	生活関連経路②	一般市道 後院通																		
	生活関連経路③	一般市道 三条通	歩行空間の明確化																	
	生活関連経路④	一般市道 大宮通																		
	生活関連経路⑤	主要府道 京都広河原美山線 (堀川通 [西側歩道])	段差・勾配の改善																	
	生活関連経路⑥	主要市道 嵐山祇園線 (四条通)																		
	生活関連経路⑦	一般市道 壬生通 (壬生川通)																		
	生活関連経路⑧	一般市道 万寿寺通																		
	生活関連経路⑨	一般市道 千本通																		
	その他経路①	一般市道 千本通																		
その他の取組	—	生活関連経路及び その他経路以外の道路										他の事業や維持管理 の中で可能な限り バリアフリー化								

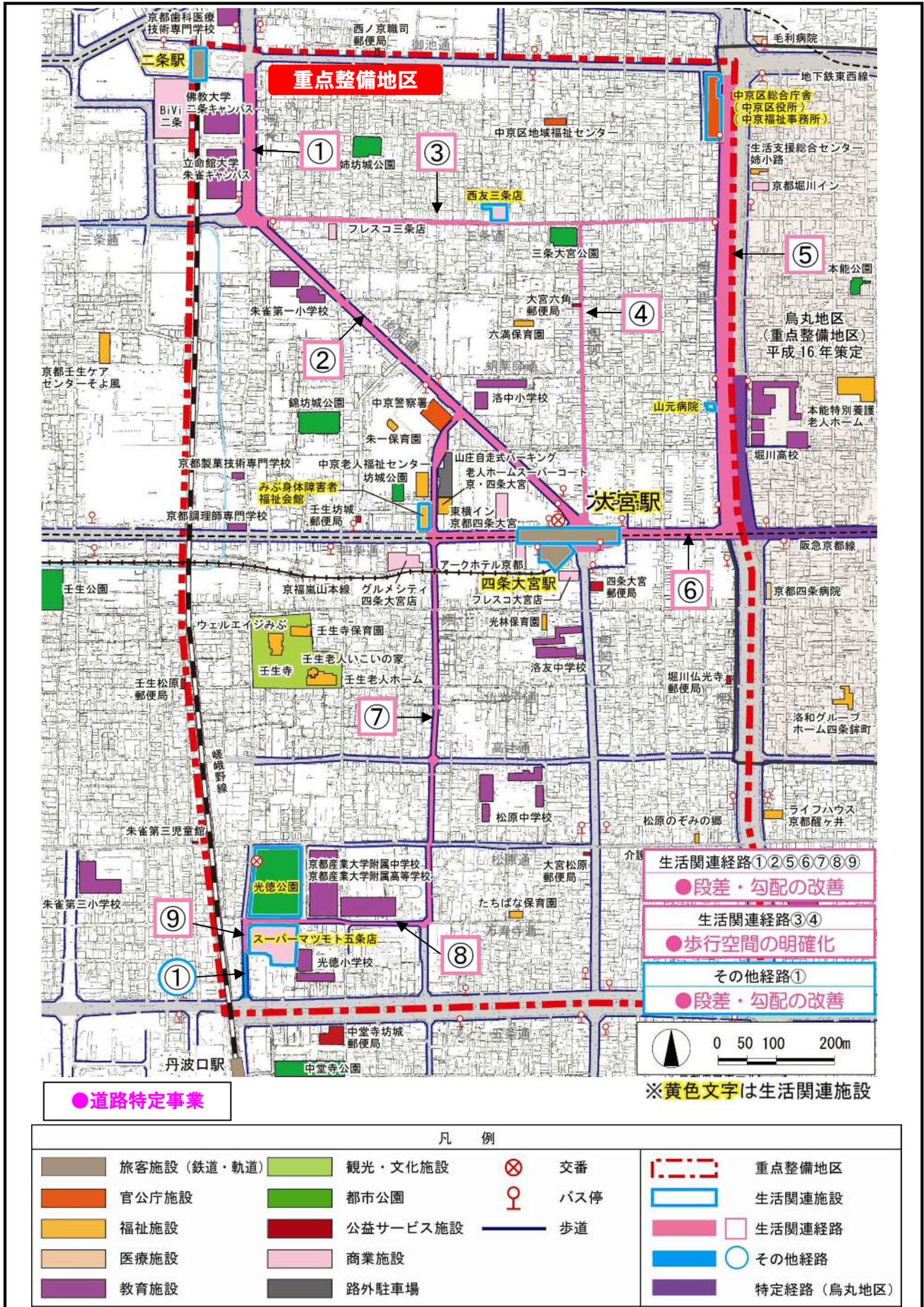


図-12 道路のバリアフリー化の概要

### 3 都市公園のバリアフリー化の概要

#### (1) 重点整備地区内の都市公園のバリアフリー化の概要

「大宮地区」内の都市公園のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

##### ア 光徳公園

「生活関連施設」である光徳公園においては、都市公園特定事業として、トイレの改良によりバリアフリー化事業を実施していきます。

##### イ その他の取組

光徳公園を含むその他の都市公園においては、維持管理などにより設備の改善を図るなど、長期的な取組を実施していきます。

都市公園のバリアフリー化の概要を表-15に示します。

表-15 都市公園のバリアフリー化の概要

事業名	施設名	事業内容	目標年次(年度)									
			H25	26	27	28	29	30	31	32	~	
都市公園 特定事業	光徳公園	①トイレの改良										
その他の 取組	大宮地区内の都市公園	②維持管理などによる 長期的な取組										

### 4 交通安全施設などのバリアフリー化の概要

#### (1) 重点整備地区内の交通安全施設などのバリアフリー化の概要

京都府公安委員会は、今後、「大宮地区基本構想」に基づき、交通安全特定事業を実施するための計画（交通安全特定事業計画）を策定し、実施します。

### 5 その他のバリアフリー化の取組に関する概要

#### (1) 路外駐車場のバリアフリー化

路外駐車場管理者は、駐車場法等に基づき路外駐車場を設置するときは、「路外駐車場移動等円滑化基準」、「京都府福祉のまちづくり条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、バリアフリー化を図ります。

#### (2) 建築物のバリアフリー化

建築主は、建築物の建築に当たり、「バリアフリー法」や「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。

また、京都市は、バリアフリー化の推進に当たり、適切な助言・指導を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」の考え方に沿った基準を満たした建築物を顕彰します。

## 6 「みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づくソフト対策の推進

高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できるようにするためには、施設の整備(ハード面)だけでなく、ソフト面での対策が必要です。高齢者や障害のある方などに対する市民の理解を深め、積極的な手助けが行えるよう、公共交通事業者、行政機関などが連携し、広報啓発や教育・研修を展開するなど、「心のバリアフリー」を推進します。

また、公共交通を利用する際の移動に関する情報は、日常生活の利便性の向上、豊かな生活や活力ある地域社会の実現に大きく寄与しており、また、非常時の安全の確保の視点からも、欠かすことができないものであることから、情報の発信に当たっては、次の点に配慮します。

- ①情報の発信者は、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違い等に関係なく入手できるよう、複数の手段により、分かりやすく発信するよう努めます。
- ②情報を一方的に発信するだけでなく、様々な人からの意見や提案を、施策や事業に反映させるなどの双方向性を踏まえて進めます。

今後、継続的に取り組むソフト施策の概要を表-16に示します。

表-16 ソフト施策の概要

	内 容	具 体 例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	ホームページや冊子、駅の掲示板やバス停の空きスペース、車両内の吊り広告などを活用した、高齢者や障害のある方の手助けの方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報発信など
		高齢者や障害のある方とのふれあいの場の設置など
		駅などにおける介助体験、疑似体験など
		高齢者や障害のある方等に対する声かけの実施
	地域住民が主体となった取組の実施	高齢者や障害のある方への手助け、違法駐車・駐輪の抑制、市や事業者が実施する取組やサービスに対する積極的な意見や提案など
	学校教育における福祉教育の充実	高齢者や障害のある方との交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成など
公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	手話や筆談などによる聴覚障害のある方との適切なコミュニケーションが確保できるよう、接客マニュアルなどによる接客教育の実施
		改札口などへの「耳マーク」の掲示及び聴覚障害のある方の求めに応じて、筆談で対応できる体制の検討
		高齢者や障害のある方へのサポート教育の実施
		介助体験、疑似体験などによる訓練、研修の実施
違法駐車・駐輪などの防止	違法駐車・駐輪、看板類など、高齢者などの円滑な移動を阻害する行為の防止に関して、自覚と理解を求めるための広報・啓発活動など	
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報の収集・発信	ホームページや冊子等による、駅のエレベーターや多機能トイレの有無等のバリアフリーに関する情報発信(京都市や公共交通事業者のホームページなど)
		バリアフリーマップの作成(駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設など)
駅の歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	移動経路における情報のバリアを解消するための、電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など
		すべての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供など

## 第7章 バリアフリー化事業の推進体制

「大宮地区基本構想」に位置付けられたバリアフリー化事業は、今後、関係者が互いに連携し、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら、円滑かつ効果的に実施していくための事業推進体制により推進します。

### 1 情報案内設備に関する検討

情報案内設備（文字、音声）の整備については、大宮駅、周辺の道路、建築物などにおいて、関係事業者と調整を図り、また、障害者団体等の意見も聴きながら、移動等円滑化整備ガイドラインに沿った整備を進めます。さらに、災害などの非常時における、特に聴覚障害のある方に対する緊急情報表示などのあり方については、長期的な施策も含めた検討を行います。

### 2 連絡会議による進行管理

「大宮地区基本構想」の策定に向けて協議・検討を行ってきた連絡会議については、「大宮地区基本構想」策定後も事業を実施するための連絡調整を行うとともに、「大宮地区」内のバリアフリー化事業が一定の進捗よくを見た段階などにおいて適宜開催します。そして、これまでの連絡会議での検討内容など、市民をはじめとする利用者の意向が十分反映されているのか検証を行います。

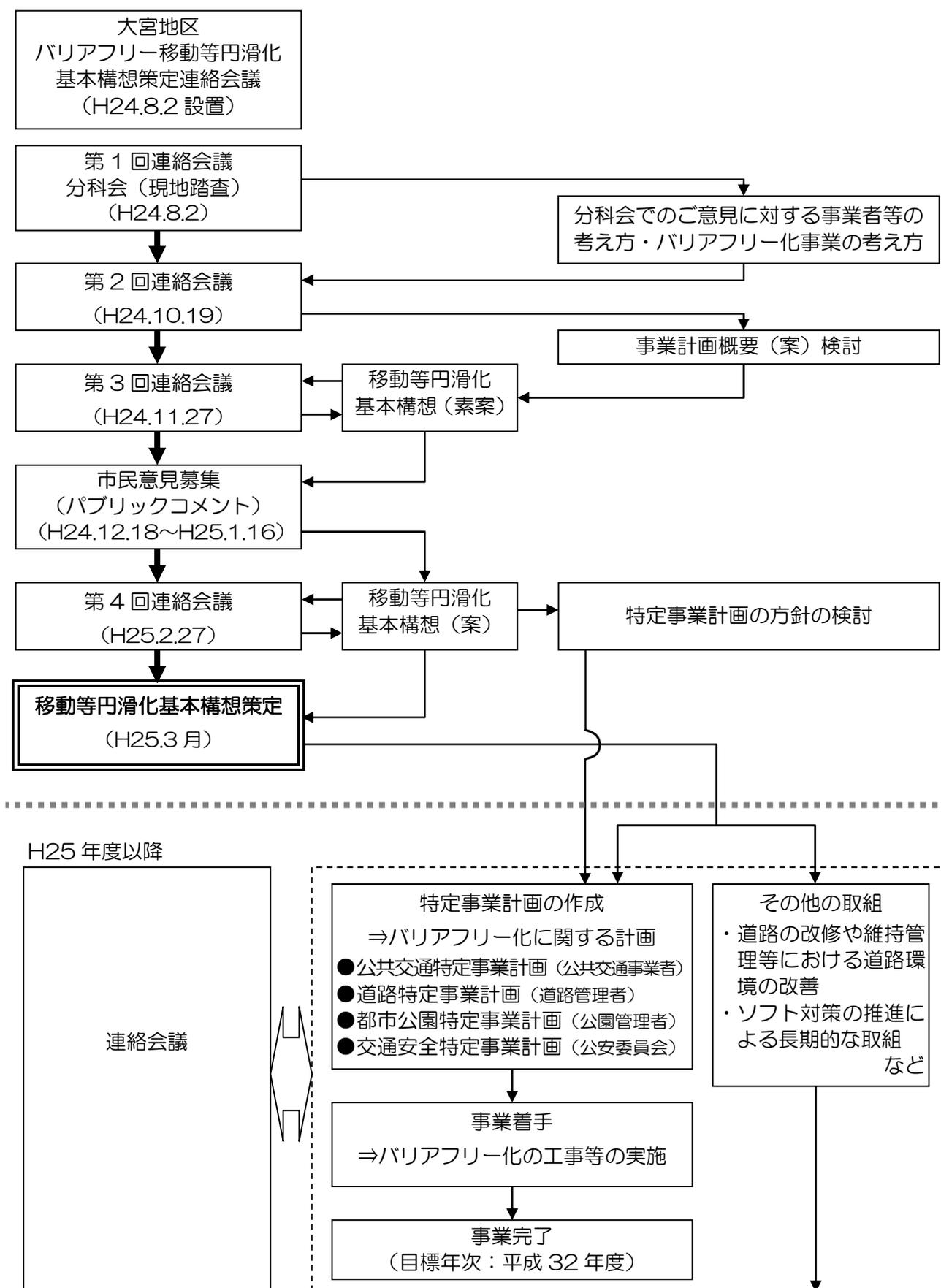
### 3 バリアフリー化事業の進捗よく状況に関する情報発信

京都市は、「大宮地区」をはじめ全市的なバリアフリー化事業の進捗よく状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを順次更新し、情報を発信します。

### 4 その他のバリアフリー化の取組の推進

「大宮地区」内のバリアフリー化を推進するため、施設設置管理者等に対するバリアフリー化に向けた助言・指導等を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づくソフト対策の推進に向けて、「心のバリアフリー」の普及・啓発に努めます。

バリアフリー化事業の推進体制を図-13に示します。



※特定事業以外の事業についても可能な限り平成 32 年度までに完了するよう努めるとともに、平成 33 年度以降を含めた長期的な取組も進めていきます。  
※全市的なバリアフリー化事業の進ちょく状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを順次更新し、情報を発信します。

図一 13 バリアフリー化事業の推進体制

## 大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議分科会〔現地踏査〕の概要

### 1 調査の概要

(1) 実施日：平成24年8月2日(木) 13:00~16:00

(2) 参加者：総数 54 名

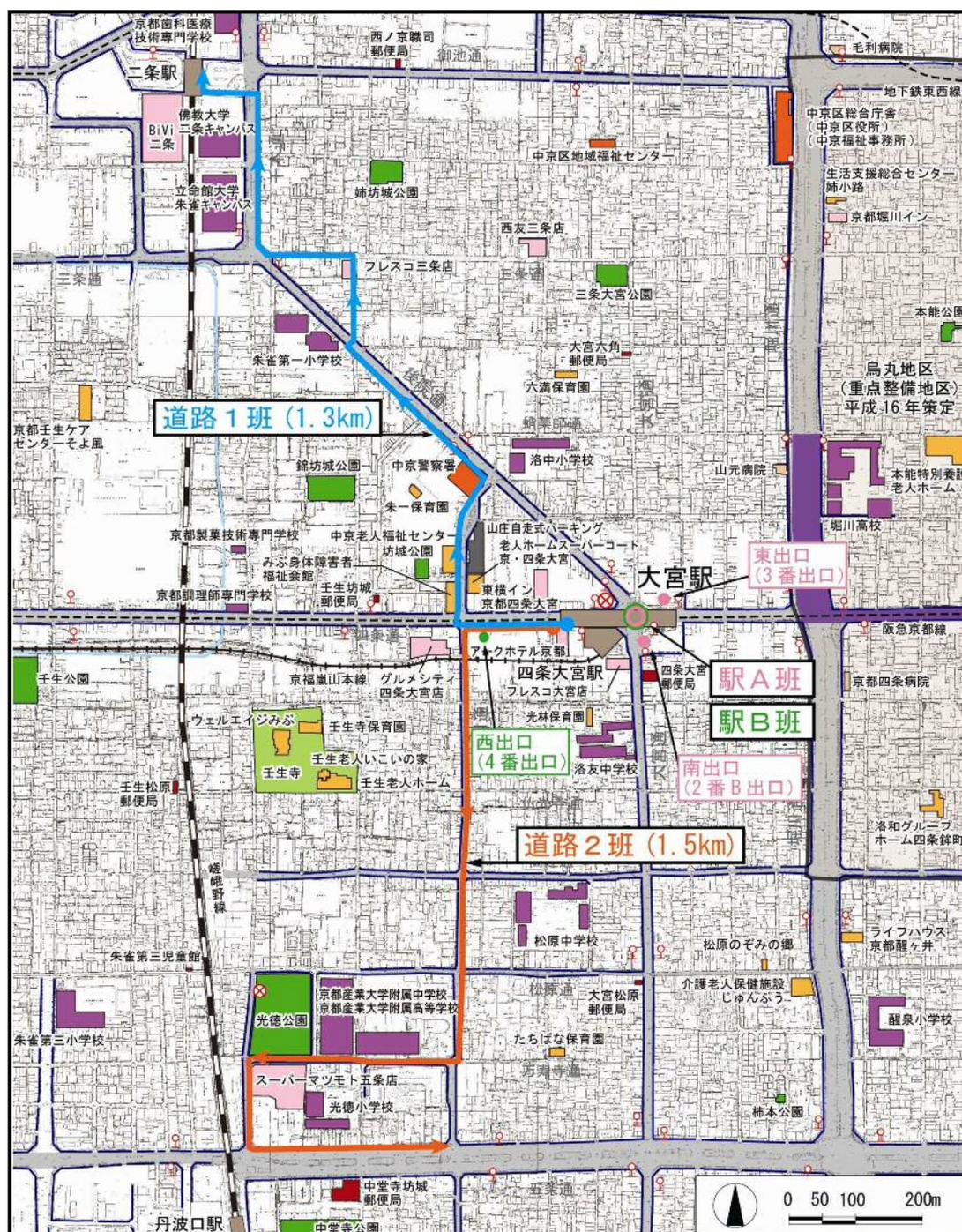
班 別：駅 A 班：調査員 16 名

駅 B 班：調査員 13 名

道路 1 班：調査員 10 名

道路 2 班：調査員 15 名

※随行者含む



## 2 調査の状況

### 駅A班



車いす用階段昇降機利用体験の様子



高齢者疑似体験の様子

### 駅B班



### 道路1班



車いす利用体験の様子



### 道路2班



## 3 意見交換の状況



「大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」委員等一覧

<敬称略，平成25年3月1日現在>

役職・氏名 (53人)		備考	
学識 経験者	同志社大学商学部教授	青木 真美	議長
	大阪産業大学工学部都市創造工学科教授	波床 正敏	副議長
利用者 代表	一般社団法人京都市老人クラブ連合会副会長兼中京区老人クラブ連合会会長	塩見 英三	
	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会副会長	日野 勝	
	NPO 法人京都市肢体障害者協会南区支部長	黒川 善弘	
	公益社団法人京都府視覚障害者協会下京支部	三浦 豊子	
	京都市聴覚障害者協会監事	矢島 幸恵	
	NPO 法人京都市中途失聴・難聴者協会理事	山岡 芳子	
	公益社団法人日本オストミー協会京都府支部長	田桐 敬三	
	京都障害児者親の会協議会	竹村 壽子	
	社団法人京都手をつなぐ育成会中京支部長	佐倉 康彦	
	社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会理事	小森 公明	
	京都市立総合支援学校 PTA 連絡協議会副会長	中田 美保	
	下京地域女性連合会副会長	中野 比佐子	
	NPO 法人京都子育てネットワーク	佐藤 由紀恵	
	地元 代表	公益財団法人京都市国際交流協会総務課長	井上 八三郎
中京区市政協力委員連絡協議会教業学区会長		西谷 泉	
中京区乾自治連合会副会長		安田 善弘	
中京区市政協力委員連絡協議会朱雀第一学区会長		奥本 詔八郎	
中京区市政協力委員連絡協議会朱雀第三学区会長		西村 俊昭	
下京区郁文自治連合会会長		所 孝	
下京区格致自治連合会会長		中井 敏男	
下京区淳風自治連合会会長		井口 俊博	
交通 事業者	下京区醒泉自治連合会会長	村上 利光	
	下京区光徳学区交通対策協議会会長	湯浅 正夫	
	阪急電鉄株式会社都市交通事業本部技術部調査役	抱江 卓哉	
	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部企画課担当課長	荒木 治	
	京福電気鉄道株式会社事業本部鉄道部技術課長	野々村 洋一	
	京阪バス株式会社京滋地区長	山田 敏貴	
	京都バス株式会社運輸部長	岡田 洋	
関係 行政 機関	西日本ジェイアールバス株式会社企画部課長	竿山 秀樹	
	京都市交通局自動車部技術課担当課長	植田 公一	
	国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所交通対策課長	高田 信夫	
	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官	木村 淳三	オブザーバー
	京都府建設交通部交通政策課長	村尾 俊道	オブザーバー
	京都府警察本部交通部企画課長	小林 文彦	オブザーバー
	京都府警察本部交通部交通規制課長	吉川 潔	オブザーバー
	京都府中京警察署長	寺井 茂樹	オブザーバー
	京都府下京警察署長	蓑田 一広	オブザーバー
	京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課長	安部 康則	オブザーバー
	京都市都市計画局都市企画部都市計画課長	秋山 智則	
	京都市都市計画局建築指導部建築審査課長	山本 一博	
	京都市都市計画局歩くまち京都推進室長	別府 正広	
	京都市都市計画局歩くまち京都推進室土木技術担当部長	中村 豊彦	
	京都市建設局土木管理部自転車政策課長	芳賀 正昭	
	京都市建設局土木管理部西部土木事務所長	西田 哲也	
	京都市建設局土木管理部南部土木事務所長	安田 秀亮	
	京都市建設局道路建設部道路環境整備課担当課長	小島 勉	
	京都市建設局水と緑環境部緑政課長	片山 博昭	
	中京区役所地域力推進室まちづくり推進課長	金子 宣幸	オブザーバー
中京区役所福祉部支援保護課長	石村 朋子	オブザーバー	
下京区役所地域力推進室まちづくり推進課長	西山 圭児	オブザーバー	
下京区役所福祉部支援課長	溝渕 潔	オブザーバー	



**【表紙について】**

表紙のデザインは、市民がお互いを理解し、助け合う「心のバリアフリー」を推進するため、「心」の文字をデザイン化したものです。

**発行：京都市都市計画局歩くまち京都推進室**

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3483 FAX 075-213-1064

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/51-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



歩くまち 京都

検索 